

(議案その七)

令和三年二月

定例島根県議会議案 (条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和3年3月8日

島根県知事 丸 山 達 也

第76号議案 島根県県税条例等の一部を改正する条例 1

第76号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第1条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「及び発電事業等」を「、発電事業等」に、「を除く」を「及び特定卸供給事業（同号に規定する特定卸供給事業をいう。次項において同じ。）を除く」に改め、同条第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第43条第2項中「及び押印」を削る。

附則第14項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第18項第1号中「に規定する自動車」を「各号に掲げる自動車（特種用途車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車を除く。）」に改め、同号ア中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同号イ中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同項第2号中「に規定する」を「各号に掲げる」に改め、「、当該自動車（自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。以下この項から附則第20項までにおいて同じ。）を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、同項第3号中「に規定する」を「各号に掲げる」に改め、「、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受

けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第19項中「法附則第12条の4第1項及び同条第2項において準用する法第177条の7第5項に規定する自動車」を「自家用の乗用車等（法附則第12条の4第1項及び同条第2項において準用する法第177条の7第5項に規定するものに限る。）」に改める。

附則第24項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 島根県県税条例等の一部を改正する条例（平成31年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち島根県県税条例附則第18項に1号を加える改正規定を次のように改める。

附則第18項に次の3号を加える。

(4) 法附則第12条の3第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち自家用の乗用車等（自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車をいう。以下この項から附則第20項までにおいて同じ。）に対する第47条の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽課税率欄に掲げる字句とする。

(5) 法附則第12条の3第5項各号に掲げる自動車（自家用の乗用車等を除

く。)に対する第47条の規定の適用については、当該自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽課税率欄に掲げる字句とする。

- (6) 法附則第12条の3第6項各号に掲げる営業用の乗用車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第47条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中間軽課税率欄に掲げる字句とする。

第2条のうち島根県県税条例附則第20項の改正規定中「法附則第12条の4第3項に規定する自家用の乗用車」を「前項に規定する自家用の乗用車等（電気自動車並びに法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）」に改め、同項第1号の改正規定中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項第2号の改正規定中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第 号。

次項及び附則第3項において「改正法」という。)の公布の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(3) 第1条中第16条の改正規定 令和4年4月1日

(この条例の失効等)

2 この条例は、改正法が令和3年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

3 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

